

# 埼玉県大久保浄水場工事請負等業者選定委員会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大久保浄水場の所管に係る建設工事の請負、委託及び物品の調達等（以下「建設工事等」という。）の業者の適正な選定等を行うため、必要な事項を定める。

## (委員会の設置)

第2条 業者の適正な選定等を行うため、大久保浄水場に工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第3条 委員会が所掌する建設工事等は、重要又は異例の建設工事等を除き、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県公営企業財務規程第148条別表第7に定めるもののうち次のもの。
  - ア 執行予定額が400万円を超える建設工事の請負
  - イ 執行予定額が200万円を超える建設工事に係る設計、調査及び測量の委託
- (2) (1)のイ以外の委託のうち、執行予定額が200万円を超える500万円未満（施設の運転、管理及び浄水発生土の処分、収集運搬に係るものは2千万円未満）のもの
- (3) 予定価格が300万円を超える物品の調達及び同150万円を超える物品の賃借（企業局契約業者等選定委員会の審議対象を除く。）
- (4) 予定価格が400万円を超える印刷の請負

2 委員会は次に掲げる事項を審査する。

- (1) 一般競争入札に係る入札に参加する者に必要な資格
- (2) 指名競争入札に係る指名業者の選定
- (3) 低入札価格調査に係る調査結果
- (4) 隨意契約の業者選定、随意契約の理由の審査（埼玉県企業局財務規程第137条の2に定める額を超えて随意契約するものに限る。）
- (5) その他必要な事項

3 委員会は、前項で定める建設工事等の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による低入札価格の調査に關し、必要な事項を審査する。

## (組織)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 場長

副委員長 副場長

委員 部長

(運営)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けるときは、副委員長のうち、提案事案を所管する者がその職務を代行する。

2 委員会は、委員長が召集する。

3 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求める説明又は意見を聞くことができる。

(決定)

第7条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、場長が決定する。

(秘密の保持等)

第8条 委員会は、目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後（契約の相手方の決定後）に議事録の提供を希望する者に対し、総務部において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 本委員会の審議に使用した資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 前項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

5 予定価格が400万円を超える建設工事においては、指名選定理由及び指名業者について、入札終了後（契約の相手方の決定後）、建設工事及び業務委託に係る入札結果等の公表要領第5条に基づき公表する。なお、公表方法は同要領第8条のとおり電子入札共同システムにより行うものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局を総務部に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県大久保浄水場工事請負等指名業者選定要綱は、平成21年3月31日をもって廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年1月30日から施行する。

平成29年度予算に係るものについては、なお従前の例による。

## 附 則

1 この要綱は、令和5年1月27日から施行する。

2 改正後の規定は、令和5年度の予算の執行及び令和4年度の予算で定める債務負担行為（令和4年度の支出予算の執行を伴わないものに限る。）に係るものから適用し、令和4年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

## 附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。